

区 分	改 定 後	改 定 前
授業料 (学部)	520,800 円	496,800 円
授業料 (大学院)	同 上	同 上
研究料 (月額)	28,900 円	27,600 円
科目等履修料 (1 単位)	14,400 円	13,800 円
特別聴講料 (1 単位)	同 上	同 上

(2) 施行期日

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとした。

(3) 経過措置

平成 11 年 3 月 31 日から引き続き大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 2 条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、なお従前の例によることとした。

◇熊本県情報公開条例の一部を改正する条例

(1) 第 7 条第 2 号ウ中「特定独立行政法人」の次に「及び日本郵政公社」を加えることとした。

(2) この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

(1) 新たに手数料を設けるもの

① 県立大学が行う申請による学位授与の新設に伴うもの

・学位授与申請手数料 57,000 円

② 児童福祉法の改正に伴うもの

・保育士登録申請手数料 4,200 円

・保育士登録証書換え交付手数料 1,600 円

・保育士登録証再交付手数料 1,100 円

③ 遊漁船業の適正化に関する法律の改正に伴うもの

・遊漁船業者登録申請手数料 15,000 円

・遊漁船業者登録更新申請手数料 12,000 円

・遊漁船業務主任者講習受講手数料 6,000 円

(2) 手数料の額を改定するもの

高等学校入学金

全日制 1 人につき 5,550 円→5,650 円

定時制 1 人につき 2,050 円→2,100 円

(3) 手数料の名称の変更等条文の整理を行うもの

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律等の改正に伴う条文の整理

(4) 施行期日

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正に伴う改正規定は平成 15 年 4 月 16 日から、「保育士登録証書換え交付手数料」及び「保育士登録証再交付手数料」を加える改正規定は同年 11 月 29 日から施行することとした。

(5) 熊本県収入証紙条例の一部改正

この条例による手数料の新設及び規定の整理に伴い、熊本県収入証紙条例の一部を改正することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

(1) 総則

日本郵政公社法施行法（平成 14 年法律第 98 号）の制定による簡易郵便局法（昭和 24 年法律第 213 号）の一部改正に伴い、県税等の収納機関に関する規定の文言を整理することとした。（第 6 条関係）

(2) 自動車税

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の一部改正を受け、精神障害者が運転する自動車に係る自動車税の減免について規定し、併せて関係規定を整理することとした。（第 109 条関係）

(3) 狩猟者登録税

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）の全部改正による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、狩猟者登録税の税率に関する規定の文言を整理することとした。（第 118 条関係）

(4) 自動車取得税

道路交通法の一部改正を受け、精神障害者が運転する自動車に係る自動車取得税の減免について規定し、併せて関係規定を整理することとした。（第 129 条の 12 関係）

(5) 施行期日

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、(3) は平成 15 年 4 月 16 日から施行することとした。

(6) 経過措置